

経営向上ステップアップ促進事業に係る
公益財団法人三重県産業支援センター専門家派遣事業実施要領
(ICT等専門家派遣)

(目的)

第1条 この要領は、ICT等の利活用による生産性向上を経営課題として、「三重県版経営向上計画」のステップ3の申請を予定する、もしくは認定を受けた中小企業・小規模企業に対し、ICT等の導入に係る高度な専門的知識や経験を有する専門家（以下「ICT等専門家」という。）を派遣し、経営課題に応じた実践的な指導・助言を行うことにより課題を解決することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で、県内に主たる事務所又は事業所を有して事業の実績がある者とする。

(対象企業)

第3条 本事業の対象となる企業は、次の要件のいずれかに該当する者とする。

(1) ICT等の利活用による生産性向上を経営課題として「三重県版経営向上計画」のステップ3の申請を予定する中小企業・小規模企業で、ICT等専門家による計画作成支援を希望する者であること。

(2) ICT等の利活用による生産性向上を経営課題として「三重県版経営向上計画」のステップ3の認定を受けた中小企業・小規模企業で、ICT等専門家によるICT等の導入に向けた実践的な指導・助言を希望する者であること。この場合、ICT等専門家派遣を希望することが「三重県版経営向上計画」に位置付けられていること。

2 前項の規定によるほかICT等の利活用による生産性向上を経営課題として「三重県版経営向上計画」のステップ3の申請を予定する、もしくは認定を受けた者で、公益財団法人三重県産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める者についても同様の扱いとする。

(ICT等専門家の派遣申請)

第4条 前条に規定する中小企業・小規模企業のうちICT等専門家による計画作成支援または診断・助言を希望する者は、理事長にICT等専門家派遣申請書（様式1）を提出しなければならない。

(派遣専門家の制限)

第5条 派遣するICT等専門家（以下「派遣専門家」という。）は、次の各号の一に該当しない者とする。

(1) 対象企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者

(2) 対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を所有する企業に在籍する者

(3) 発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数又は額の株式若しくは出資を、対象企業が所有する企業に在籍する者

(4) 対象企業との間で、継続して支援を受ける契約（顧問契約等）を結んでいる者

2 同一年度内において、一人のICT等専門家が支援できる企業数は別に定める「小規模企業現場の改善支援専門家派遣」と併せて10社以内とする。それを超えて中小企業・小規模企業から当該ICT等専門家を派遣希望専門家として指名して申請があっても当該ICT等専門家の派遣は行わない。

(派遣回数)

第6条 対象企業へのICT等専門家派遣回数は、1企業あたり5回を上限とし、原則として同一年度内で完了するものとする。

(対象企業の決定)

第7条 理事長は、ICT等専門家派遣申請書の提出があったとき、次の各号に該当するか適否を公益財団法人三重県産業支援センター（以下「センター」という。）の経営支援コーディネーター又は商工団体の経営指導員等（以下「コーディネーター、経営指導員等」という。）の意見を参考に審査し決定するものとする。なお、必要に応じて当該申請者に聞き取り等の調査をするものとする。

(1) 第2条、第3条の規定に合致していること。

(2) ICT等専門家の派遣によって、経営課題を解決する具体的な取り組みのきっかけが得られ、支援の効果が期待できる状況であること。

(3) その他理事長が必要と認める事項

2 ICT等専門家の派遣申請の受付は随時行うこととするが、当該年度の予算に達した時点で終了する。

(ICT等専門家の派遣)

第8条 理事長は、ICT等専門家の派遣にあたっては、分野、専門性の程度、期待される効果等を考慮して、申請者の提案・希望によるICT等専門家または、別に定める公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録要領により既に登録された専門家から派遣専門家を決定するものとする。なお、ICT等専門家の派遣にあたっては「みえDX推進ラボ」等と連携し、実施するものとする。

2 理事長は、派遣専門家を決定したときは、ICT等専門家派遣による支援依頼書（様式2）により依頼するとともに、対象企業にICT等専門家派遣決定通知書（様式3）をもって通知する。

(対象企業、派遣専門家の責務)

第9条 対象企業は、コーディネーター、経営指導員等と相談しあらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援を実施できるように環境整備に努めなければならない。

2 派遣専門家は、対象企業の経営課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。

3 ICT等専門家派遣における1回の支援時間は概ね3時間とする。

4 派遣専門家及び対象企業は、ICT等専門家派遣業務に関して理事長から報告等の求めがあったとき、または指示があった場合、速やかに対応しなければならない。

(決定事項の変更及び中止)

第10条 対象企業は、ICT等専門家派遣の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じ

た場合は、ただちにセンターに対し、報告、相談しなければならない。

- 2 前項の報告、相談を受けたセンターは、対象企業等に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

(派遣専門家の業務報告)

第11条 派遣専門家は、対象企業及びコーディネーター、経営指導員等と支援計画の打ち合わせを行い、速やかに支援予定表(様式4)を理事長に提出するものとする。

- 2 派遣専門家は、各回の支援を実施した後、速やかに支援業務報告書(様式5)を理事長に提出するものとする。

- 3 派遣専門家は、支援がすべて完了した後、速やかに支援業務総括報告書(様式6)を理事長に提出するものとする。

(派遣専門家の義務)

第12条 派遣専門家は、ICT等専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

(対象企業の報告)

第13条 対象企業は、派遣専門家による支援がすべて完了した後、速やかにICT等専門家派遣結果報告書(様式7)を理事長に提出するものとする。

(経費負担)

第14条 専門家派遣を受けた対象企業のICT等専門家派遣に関する下記(1)および(2)の経費はセンターが負担する。

(1) 派遣専門家への謝金(派遣1回あたり30,000円(税別))

(2) センターの規定により算出したICT等専門家派遣に係る旅費

- 2 前項の規定による実施が困難な場合には理事長に協議するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この要領は令和2年6月1日から施行する。

2 この要領は令和7年4月1日から施行する。

I C T 等 専 門 家 派 遣 申 請 書

令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター 理事長 あて
 経営向上ステップアップ促進事業に係る I C T 等専門家の派遣を以下のとおり申請します。

企業名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
代表者名		資本金	万円
		創業年月	年 月
業 種 (いずれかに○)	商業・サービス業	従業員数	(正社員) 人
	製造業・その他		(非正規社員) 人
連絡担当者	職名・氏名		
	T E L		
	E - m a i l		
コーディネーター、経営指導員等との相談の結果、I C T 等専門家に支援してほしい内容（具体的に記入のこと）			
派遣を希望する専門家 専 門 家 氏 名： 郵 便 番 号： 住 所： T E L： E - m a i l： （注）派遣専門家の決定は希望を尊重しますが、予算や制度の制約等により希望どおりとならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。（希望による I C T 等専門家の場合、I C T 等専門家のプロフィールを添付してください。※ I C T 等専門家の詳細が分かるよう登録機関や支援実績を明示してください。）			
I C T 等専門家派遣を希望する時期、回数 (回数は上限 5 回)		月 ~ 月	回

【申請者の提案・希望によるICT等専門家の場合】

プロフィールについては、下記の内容等がわかる資料を添付してください。(ホームページ、経歴書等で結構です)

- 1 専門分野
- 2 支援できる具体的内容
- 3 上記に関連する保有資格、知識、技能、経験等
- 4 これまでの実績（対象者、内容、時期等）
- 5 三重県産業支援センター以外の公的機関に専門家登録されている場合の機関名

三産支第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

ICT等専門家派遣による支援依頼書

公益財団法人三重県産業支援センターの派遣専門家として、下記企業の経営課題について、支援を依頼します。

記

企 業 名			
所 在 地	TEL		
	FAX		
代 表 者 名	資本金	万円	
	創業年月	年	月
業 種 (いずれかに○)	商業・サービス業 製造業・その他	従業員数	(正社員) 人 (非正規社員) 人
担 当 者 名	連絡先	TEL :	
		FAX :	
		E-mail :	
支 援 課 題			
実 施 時 期	月	～	月 計 回 (予定)
謝 金 等 の 額	謝金:1回 30,000円(税別) かつ上限 5回 旅費:当センター規定により別途支給		

- (1) 派遣専門家は、支援企業・コーディネーター、経営指導員等と支援計画の打ち合わせを行い、速やかに支援予定表（様式4）を提出してください。
- (2) 派遣専門家は、各回の支援を実施した後、速やかに支援業務報告書（様式5）を提出してください。
- (3) 派遣専門家は、支援がすべて完了した後、速やかに支援業務総括報告書（様式6）を提出してください。
- (4) 謝金等の支払いは派遣完了後、都度、支援業務報告書（様式5）並びに、最終回の場合は支援業務総括報告書（様式6）も併せて提出頂いた上で、当センターから振込を行います。

三産支第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

I C T 等 専 門 家 派 遣 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで貴社から申請のあった I C T 等 専 門 家 の 派 遣 に つ い て は、 下 記 の と お り 決 定 し た の で 通 知 し ま す。

記

派遣場所	
派遣専門家名	TEL :
支援項目	
実施時期及び回数	月 ~ 月 全 回

- (1) 派遣専門家による支援がすべて完了した後、速やかに I C T 等 専 門 家 派 遣 結 果 報 告 書 (様 式 7) を 理 事 長 に 提 出 し て く だ さ い。
- (2) 上記の決定内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、ただちにコーディネーター、経営指導員等に相談のうえ、公益財団法人三重県産業支援センターまで報告して、指示に従ってください。
- (3) I C T 等 専 門 家 派 遣 回 数 は、 1 企 業 あ た り 5 回 を 上 限 と し ま す。

支援予定表

令和 年 月 日

コーディネーター、

経営指導員等氏名:

ICT等専門家の氏名:

支援企業名	
経営課題	

回数	日時	支援内容
1回目	年 月 日 : ~ : 時間	
2回目	年 月 日 : ~ : 時間	
3回目	年 月 日 : ~ : 時間	
4回目	年 月 日 : ~ : 時間	
5回目	年 月 日 : ~ : 時間	
備考		

※ 支援企業とコーディネーター、経営指導員等とで支援計画の打ち合わせを行い、速やかに提出してください。

支 援 業 務 報 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

ICT等専門家の氏名：_____

支 援 企 業 名			
経 営 課 題			
実 施 日 時	年 月 日 ： ～ ： (時間)	回数	回目
企業側対応者名			
実施した概要			

(※)支援を1回行うたびに、1枚作成してください。

(※) 支援の資料、議事録等を別途作成している場合は、それを添付しても可。

(※) 上記の範囲内で納まらない場合は次ページへ記入してください。

支援業務総括報告書

令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて
 コーディネーター、経営指導員等あて

ICT等専門家の氏名： _____

支援企業名		回数	全 回
1 経営課題の分析			
2 助言・指導内容			
3 コーディネーター、経営指導員等によるフォローの方向			

※ 支援がすべて完了した後、速やかに提出してください。
 上記の範囲内で納まらない場合は次ページへ記入してください。

ICT等専門家派遣結果報告書

令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

企業名: _____

派遣専門家氏名	
---------	--

派遣を受けた日時	支援を受けた内容
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
◆ ICT等専門家派遣を受けた成果、今後の活用方針を記入してください。	
◆ 三重県産業支援センターに対する要望等	

※ 派遣専門家による支援がすべて完了した後、速やかに提出してください。

本要領第10条に規定する決定事項の変更及び中止が生じたとき、軽微な変更は口頭等による指示などで対応が可能である。

しかし、派遣の中止や派遣回数が増減などの変更は、ICT等専門家謝金等の額に影響を与えるため、文書による変更手続きを取ることが望ましい。その場合の様式例を次のとおり示すので、必要に応じて改変して利用すること。

様式例

三産支第 号
令和 年 月 日

(支援企業あて)

(派遣専門家あて) 様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

ICT等専門家派遣に係る変更決定通知書

令和 年 月 日三産支第 号によりICT等専門家派遣の決定（支援依頼）した事項について下記のとおり変更決定したので通知します。

記

変 更 前	変 更 後